児童育成手当の所得限度額の改定について

文教委員会資料

令和７年８月２５日

子ども未来部子育て応援課

１．改定の内容

児童育成手当の所得額の基準となる国の施行令および東京都の条例施行規則の改正を踏まえ、区の児童育成手当の所得制限限度額について、令和７年５月申請分から引き上げを実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 税法上の扶養人数 | 改定前 | 改定後 |  |
| ０人 | 3,604,000円 | 3,661,000円 |  |
| １人 | 3,984,000円 | 4,041,000円 |  |
| ２人 | 4,364,000円 | 4,421,000円 | 57,000円引き上げ |
| ３人 | 4,744,000円 | 4,801,000円 |  |
| ４人 | 5,124,000円 | 5,181,000円 |  |

※令和７年６月分（令和７年１０月支給）から適用

２．区民への周知・対応

・区ホームページ、広報紙へ掲載し、申請手続きの周知を図る。

・令和７年５月以降に改定前の所得限度額により不承認となった方については、その際に提出された申請内容で再審査を行う。（再申請は不要）

・また、再審査の結果、認定された方に認定結果を送付する。

・令和７年度現況届認定者へ所得限度額改定のお知らせを送付する。

３．今後のスケジュール

令和７年　８月下旬 令和７年５月以降に申請があり、不承認となった方の再審査

　９月中旬 再審査の結果、認定された方へ認定結果を送付

１０月上旬 令和７年度現況届認定者へ所得限度額改定のお知らせを送付  
新所得限度額による支給開始